

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	人権擁護委員事業	会計名称	一般会計		担当課	福祉課	
		予算科目	3 款 1 項 1 目	事業番号	860	所属長名	河合浩二
事業評価の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 評価対象事業 <input type="checkbox"/> 評価対象外事業 (事業の概要・結果のみ)				担当責任者名	米湊明弘	
法令根拠等	人権擁護委員法				実施期間	【開始】	平成 18 年度
総合計画での位置付け	健康福祉都市の創造 心の通った社会福祉の推進					【終了】	平成 年度(予定) <input checked="" type="checkbox"/> 設定なし
総合計画における本事業の役割	人権擁護委員活動の活性化及び円滑な推進を図り、誰もが安心して自分らしく暮らしながら、相互に支え合う思いやりのある地域づくりに寄与する。						
事業の対象	人権擁護委員活動の対象となる市民			事業の目的	1. 自由人権思想に関する啓発をすること。 2. 民間における人権擁護運動の助長に努めること。 3. 人権侵犯事件につき、その救済のため調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。		
事業の内容 (整備内容)	人権相談所開設及び研修活動に要する経費に対する補助金交付。人権相談・啓発活動へのサポート。「人権の花運動」の実施。			昨年度の課題に対する具体的な改善策	特設人権相談開設箇所については、例年3会場で実施していた。旧伊予市地区は、さざなみ館の1箇所に対応していたが、中村地区公民館及び上野地区公民館で年1回ではあるが、同時開設を実施した。		

事業活動の内容・成果 (DO)

事業費及び財源内訳 (千円)							事業活動の実績 (活動指標)					
項目	前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目	単位	28年度実績	29年度予定	9月末の実績	29年度実績
直接事業費	696	742	0	0	0	680	人権相談活動	件	95	100	45	88
財源内訳												
国庫支出金		0	0	0	0	0	人権啓発活動	件	3	3	2	2
県支出金	50	50	0	0	0	50						
地方債		0	0	0	0	0						
その他		0	0	0	0	0						
一般財源	646	692	0	0	0	630	「人権の花運動」の実施	件	1	1	0	1
職員の人工(にんく)数	0.14	0.14				0.14						
1人工当たりの人件費単価	8,086	8,017				8,017						
※ 直接事業費+人件費	1,828	1,864				1,802						
主な実施主体	直接実施		実施形態(補助金・指定管理料・委託料等の記載欄)									
向こう5年間の直接事業費の推移 (千円)					30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	5年間の合計		
					743	743	743	743	743	3,715		
成果指標	指標	人権相談受付、人権啓発活動実施各件数			単位	件	区分年度	28年度	29年度	30年度	目標 毎年度	
	指標設定の考え方	人権思想に関する啓発及び宣伝を行い、人権に関する相談を気軽にできるような意識付けをして、相談件数の増加を目指す。			⇒	目標	104	104	100	100		
	指標で表せない効果	学校現場でのいじめやネットによる差別など複雑化・巧妙化する諸問題の解決には至らないが、学校や施設に訪問し啓発活動を実施し、また、相手に寄り添った相談活動は、心のつながり、絆を大切にしている効果がある。				実績	99	91				

事務事業評価 (CHECK)

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 (今年度の途中経過)		現在9名の人権擁護委員が国からの委嘱を受け、各地域で定期相談や法務局での業務など幅広く多様な人権相談に応じている。また、市民の人権意識を高めるため委員活動のアピールもかねて市内イベント等で人権啓発活動を積極的に実施している。人権の花運動では、輪番制で市内小学校へ花の苗を提供して育ててもらい校区内の施設等へ贈呈する体験を通じて、生命の大切さを学び地域への感謝の気持ちを表す取り組みができており、今後模範青くして委員が関わる必要がある。市民からの相談を効率的受け入れるために新たな会場を設置し実施したが、相談件数が無い状況であったため、更なる周知方法など検討しなければならない。									
事務事業の一次判定(所屬長)	自己判定(担当責任者)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1	施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	5	合計点が 14~15: S 10~13: A 8~9: B 5~7: C 3~4: D	A	事業成果・工夫した点 事業の苦労した点・課題	人権侵害されたり、される恐れがある人に対して、解決に向けて的確な助言や情報提供を行うなど相談・救済をはじめとする人権擁護体制の充実が図られた。また、人権教室や人権の花運動、街頭人権啓発活動により人権の大切さを啓発でき一定の成果が得られている。さらに、扶桑会館で実施している人権教養講座にも個々で参加し、資質向上にも努めた。	
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1	この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	4					
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1	社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3					
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1	市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	5					
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1	市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	4					
			施策への貢献度	5 4 3 2 1	目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。	4					
	効率性	手段の最適性	手段の最適性	5 4 3 2 1	現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	4					
			コスト効率	コスト効率	5 4 3 2 1	活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	4				
				市民(受益者)負担の適正	5 4 3 2 1	満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	4				
		妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1	施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 概ね、施策の目的に沿った事業である。	5					
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1	この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。	5					
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1	社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3					
有効性	事業の効果	事業の効果	5 4 3 2 1	市は関与しないで、民間や市民団体に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。	5						
		成果向上の可能性	5 4 3 2 1	市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	4						
		施策への貢献度	5 4 3 2 1	目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。	4						
	効率性	手段の最適性	手段の最適性	5 4 3 2 1	現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	4					
			コスト効率	コスト効率	5 4 3 2 1	活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	4				
				市民(受益者)負担の適正	5 4 3 2 1	満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	4				

■ 事業継続と判断する。
□ 事業縮小と判断する
□ 事業廃止と判断する
(判断の理由)
人権擁護委員は地域の皆さんから相談を受け問題解決の手伝いをするほか、地域住民が人権に対する関心を高めるための啓発活動を行っている。
人権尊重の考え方を根付かせるためには継続した取り組みが必要である。

地道な活動ではあるが、人権擁護委員と協力して人権意識の高揚を図らなければならない。

施策を踏まえた判断	二次判定	<input type="checkbox"/>	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒ 指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		<input checked="" type="checkbox"/>	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。	
		<input type="checkbox"/>	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。	
		<input type="checkbox"/>	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。	
		<input type="checkbox"/>	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。	
		<input type="checkbox"/>	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。	
		<input type="checkbox"/>	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。	

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容

今後の方向性 (ACTION)

の経営者判断	事業の方向性		コメント欄
	<input type="checkbox"/>	さらに重点化する。	
	<input checked="" type="checkbox"/>	現状のまま継続する。	
	<input type="checkbox"/>	右記の点を見直しの上、継続する。	
	<input type="checkbox"/>	事業の縮小を行う。	
	<input type="checkbox"/>	事業の休止、廃止を行う。	